

九州ふっこう応援割 ご出発当日の適用条件の確認について

【大分県版】

このたびは、株式会社阪急交通社の「九州ふっこう応援割」適用コースにお申込みいただき、ありがとうございます。

九州ふっこう応援割の適用に際しまして、**必ず代表者の署名が必要となります。ご宿泊当日に「利用証明書」「旅行商品割引補助金申請書」への代表者署名の提出にあたり、添乗員、または宿泊施設のフロント（フリープランの場合）が確認させていただきます。**

①利用証明書

②旅行商品割引補助金申請書

■「利用証明書」「旅行商品割引補助金申請書」のお渡しについて

＜添乗員付きコース＞ ツアー出発当日に添乗員より配布・回収いたします。

＜添乗員なしコース＞ ツアー宿泊当日宿泊施設にて配布・回収いたします。

■ご注意点

宿泊当日、「利用証明書」「旅行商品割引補助金申請書」を添乗員または宿泊施設のフロント（フリープランの場合）にご提出いただきます。

※利用証明書・旅行商品割引補助金申請書の書面記入と代表者が署名したものを、添乗員または宿泊施設に提出していただくのみです。

※コピーでのご提示は不可となります。

※大分県のみチェックイン時に本人確認が必要です。

【本人確認書類の例】

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、社員証、学生証、
資格確認書、介護保険被保険者証 等

適用条件の確認ができなかった場合の取扱い

- ・利用証明書、旅行商品割引補助金申請書にご署名いただけない場合は【九州ふっこう応援割の適用外】となります。
なお、ご旅行にはご参加いただけますが、割引金額を別途お支払いいただきます。
- ・【九州ふっこう応援割の適用外】を理由にお取消しをされる場合は、割引適用前の旅行代金を基準に取消料をお支払いいただきます。取消料に応援割は適用されません。

■補助金の受領について

補助金はお客様に対し支給されるものであり、当社はお客様に代わって受領（代理受領）し、補助金を差し引いた支払額をお支払いいただきます。

なお、取消の際は、旅行代金(追加代金含む)を基準に所定の取消料を申し受けます。

お客様は当社による代理受領についてご了承のうえお申込みください。